

令和5年度住もういまばり！空き家リフォーム補助金
(移住者住宅改修支援事業費補助金) 実施要領

今治市地域振興部地域振興局・しまなみ振興局

第1 事業の概要

1 目的

県外からの移住を促進し、人口減少の抑制と集落機能の維持及び存続を図るため、「若者人材」の確保・定着の促進策として、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で補助を行います。

2 補助対象者

次のいずれにも該当する方となります。

- ① 平成28年4月1日以後の移住者(県外から県内に住民票を異動した者)であって市内に住所を有する者(住宅の改修後、速やかに転居しようとする者を含む。)又は市の地域おこし協力隊として委嘱された者若しくはその退任者で市内に住所を有する者。
- ② なお、移住者であっても、以下の理由によるものは除きます。
 - (ア) 県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学
 - (イ) 所属企業等の業務命令に基づく転勤又は所属企業と関連のある企業等への赴任
- ③ 購入し、又は賃借した空き家に5年以上居住する意思を有する者
- ④ 働き手世帯(補助金の交付申請日において構成員のうち少なくとも1人が60歳未満である世帯)に属する者
- ⑤ 本人及び同一世帯に属する者が前住所地を含め市町村税(市町村民税及び固定資産税をいう。)を滞納していない者
- ⑥ 過去に当該補助金の交付を受けたことがない者
- ⑦ 当該空き家の改修等を行うことができる権原を有している者

3 補助対象事業

補助対象者の要件を満たす方が行う以下の事業です。

- ① 「住宅の改修」

居住を目的として、愛媛県空き家情報バンク若しくは今治市空き家バンクを通して購入し、又は賃借した一戸建て物件(住宅と店舗・事業所等が一体の住宅を含みます。ただし、店舗・事業所部分にはこの補助金は使用できません。)を改修する事業
- ② 「家財道具の搬出等」

当該空き家に居住するために不要な家具等を搬出、清掃等する事業

4 補助率及び補助限度額 補助率及び補助限度額については、以下のとおりです。

① 指定地域(指定地域の詳細は別表 1 参照)で実施する事業

【住宅の改修】

補助対象経費の 2/3 又は 250 万円(子育て世帯にあっては、500 万円)のいずれか低い額
(1,000 円未満の端数切捨て)

【家財道具の搬出等】

補助対象経費の 2/3 又は 25 万円のいずれか低い額(1,000 円未満の端数切捨て)

② 指定地域以外の地域で実施する事業

【住宅の改修】

補助対象経費の 2/3 又は 200 万円(子育て世帯にあっては、400 万円)のいずれか低い額
(1,000 円未満の端数切捨て)

【家財道具の搬出等】

補助対象経費の 2/3 又は 20 万円のいずれか低い額(1,000 円未満の端数切捨て)

※補助対象経費の詳細については、別表 2 参照

5 補助対象としない事業

- ① 事業費総額が下限額(「住宅の改修」においては 50 万円、「家財道具の搬出等」については 5 万円)を下回るもの。
- ② 過去にこの制度により補助を受けて改修した空き家を対象とする事業。
- ③ 補助交付決定後に改修を開始し、申請年度内に完了する事業。

6 その他

- ① 事業実施は、原則として市内に事業所を置く施工業者によるものとします。
- ② 自ら改修等を実施すること(D I Y)も対象事業として認められますが、その場合は材料費に相当する費用のみが補助対象額となります。
- ③ 補助対象事業が、他の補助制度による補助金を受ける場合においては、当該他の補助制度の交付対象となった事業に係る経費は、補助対象経費から差し引かなければなりません。

別表 1 (指定地域)

	地域
① 人口減少率が著しい地域	九和小学校区に属する地域
	菊間小学校区に属する地域
	亀岡小学校区に属する地域
	吉海小学校区に属する地域
	宮窪小学校区に属する地域
	上浦小学校区に属する地域
	大三島小学校区に属する地域
	岡村小学校区に属する地域

② 国の地域振興関連法において指定する地域	(ア) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法44条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)	旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村の地域
	(イ)山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域	旧龍岡村の地域
	(ウ)離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施域	来島、小島、馬島、比岐島、津島、鵜島、大下島、小大下島

別表2(補助対象経費及び補助率等)

補助対象経費			補助率等	
			指定地域	左記以外の地域
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費の2/3又は250万円(子育て世帯にあっては、500万円)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)	補助対象経費の2/3又は200万円(子育て世帯にあっては、400万円)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等		
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等		
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等		
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等		
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等		
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等		
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等		
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等		
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等		
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等		
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事(家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等)		
	外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事(住宅本体の改修と合わせて行うものに限る。)		

家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	補助対象経費の2/3又は25万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)	補助対象経費の2/3又は20万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)
----------	---------------------------------	--	--

第2 募集方法

1 募集方法

原則として、予算額を上限とした先着順募集とします。ただし、年度当初にこの事業の周知期間(第1次募集の期間)を設け、当該期間内に申し込みをした方については、予算額を超過した場合に限って、抽選を実施し優先順位をつけることといたします。

2 募集期間

第1次募集 令和5年4月3日(月)～令和5年5月2日(火)

第3 第一次募集

1 事前相談

(1) 事前相談期間

令和5年4月3日(月)から令和5年5月2日(火)の執務時間中

(2) 事前相談の内容

事業の概要に関する問い合わせへの対応、様式の配布

(3) 事前相談先

○旧今治市及び朝倉、玉川、波方、大西、菊間並びに関前支所管内

今治市役所 地域振興部 地域振興局 地域振興課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4-1

電話：0898-36-1514 Eメール：oide@imabari-city.jp

○吉海、宮窪、伯方、上浦並びに大三島支所管内

今治市役所 地域振興部 しまなみ振興局 しまなみ振興課

〒794-2305 愛媛県今治市伯方町木浦甲1235

電話：0897-72-8772 Eメール：sumou@imabari-city.jp

(4) 事前相談方法

面談、電話、メールにて実施します。
なお、面談の場合は予約制とさせていただきます。

(5) その他

- ① 建物を改築等するのにあたって必要となる建築基準法、都市計画法、土砂災害防止法などの公法上の許認可等の取得に関するお問い合わせについては、申請窓口では一切お答えはできません。
- ② 上記に加えて、店舗兼住宅を改修する内容の事業であった場合は、関係機関(市建築課、都市政策課、消防本部予防課、今治保健所等)へのご相談の有無や進捗状況について、受付前に確認することがあります。

2 事前申込

(1) 受付の順序について

期間内に要綱の基準を満たし適切に提出された事前申し込みについては、提出の順序を問わず受付をいたします。

(2) 事前申込の受付期間について

事前相談期間と同じ

(3) 事前申込書の提出先について

○旧今治市及び朝倉、玉川、波方、大西、菊間並びに関前支所管内

今治市役所 地域振興部 地域振興局 地域振興課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4-1

電話：0898-36-1514 Eメール：oide@imabari-city.jp

○吉海、宮窪、伯方、上浦並びに大三島支所管内

今治市役所 地域振興部 しまなみ振興局 しまなみ振興課

〒794-2305 愛媛県今治市伯方町木浦甲1235

電話：0897-72-8772 Eメール：sumou@imabari-city.jp

(4) 事前申込方法

執務時間中に下記記載の書類をご提出ください。

様式は市ホームページ(https://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/ijyu/hojokin_reform/)からダウンロードしてください。

郵送またはリフォーム業者等による代理提出でも構いません。

- ① 今治市移住者住宅改修支援事業 事業計画書 (別紙様式1)
- ② 誓約書 (別紙様式2)
- ③ 補助対象事業費の算出根拠 (参考様式：見積書様式)
- ④ 住宅改修にかかる図面(現況及び改修後の配置図及び平面図)

(5) 事前申込受付時の市の対応

ご提出時に担当職員による聞き取りをさせていただくほか、お電話や E メール等を通じて、補助対象になりうるかを確認させていただくほか、申請書の補正や追加資料等のご提出をお願いすることがあります。

3 申請順位の決定について

(1) 事前申し込みの抽選

事前申込期間内に規定予算額を超過した場合は、下記要領にて抽選会を実施します。

○ 抽選会実施要領

日 時；令和5年5月12日（金）14:00～

会 場；今治市役所第2別館11階 特別会議室4号

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4-1

抽選事項；申請書提出に係る申請順位の決定

なお、事前申込み受付分にて規定予算額まで到達しなかった場合は、すべての事前申込者に対して交付申請の案内を行います。

(2) 交付申請書の提出案内について

申請書提出に係る申請順位順に、規定予算額までの方については、事務局より「第4 交付申請」に係る申請書提出のご案内をいたします。

なお、上位の申請順位順が「第4 交付申請」時において補助要件を満たさないことが判明した場合や辞退した場合においては、申請順位順に規定予算額までの方を繰り上げ当選者とし、事務局より「第4 交付申請」に係る申請書提出のご案内をいたします。

(3) その他

事前申込期間内に規定予算額まで到達しなかった場合は、規定予算額がなくなるまで、第2次募集として原則として事前申し込み不要の先着順で募集を行います。

第4 交付申請

1 交付申請の受付期間について

○ 第1次募集への申込による当選者等

令和4年5月12日(金)から5月31日(水)

○ 第1次募集への申込による繰り上げ当選者及び第2次募集への申込以降による者

交付申請書提出のご案内時に別途指定する日まで

2 交付申請書の提出先について

- 旧今治市及び朝倉、玉川、波方、大西、菊間並びに関前支所管内
今治市役所 地域振興部 地域振興局 地域振興課
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4-1
電話：0898-36-1514 Eメール：oide@imabari-city.jp
- 吉海、宮窪、伯方、上浦並びに大三島支所管内
今治市役所 地域振興部 しまなみ振興局 しまなみ振興課
〒794-2305 愛媛県今治市伯方町木浦甲1235
電話：0897-72-8772 Eメール：sumou@imabari-city.jp

3 申請方法

原則として持参、郵送またはリフォーム業者等による代理提出といたします。

なお、補助金交付申請時において、事前申込で提出した改修等の内容からの変更や、補助対象経費の額を超える申請については、やむを得ない場合を除き認められませんのでご注意ください。

4 提出書類

※様式は市ホームページ(https://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/ijyu/hojokin_reform/)からダウンロードしてください。

(事前申込書と共通の書類について)

- ① 今治市移住者住宅改修支援事業 事業計画書 (別紙様式1)
- ② 誓約書 (別紙様式2)
- ③ 補助対象事業費の算出根拠 (参考様式：見積書様式)
- ④ 住宅改修にかかる図面 (現況及び改修後の配置図及び平面図)

(補助申請から必要となる書類について)

- ⑤ 今治市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書 (別記様式第1号)
- ⑥ 世帯全員の移住前住所地にかかる住民票若しくは住民票の除票
- ⑦ 市税納税証明書(同一世帯の納税義務者を含む) ※1
- ⑧ 申請者が補助対象物件に係る住宅の改修等を行うことができる権原を有することを証明する書類※2
- ⑨ 現況写真 (参考様式：写真提出用シート)
- ⑩ 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

※1 「④ 市税納税証明書」について：今治市並びに前住所地において、交付申請時から最長5年間を目途として市税納税の未納がないことを証明する書類として、以下に掲げる書類をご提出ください。

- 前住所地が当市と同じく完納証明書を発行している場合：完納証明書並びに非課税証明書
- 前住所地が完納証明書を発行していない場合：交付申請時から最長5年間を目途に、遡ることのできる範囲で各年の納税証明書をご提出ください。

※2 自己所有又は賃貸借契約の別に必要となる書類は以下のとおりです。

- 自己所有住宅の場合
登記簿(登記事項証明書、インターネット登記情報提供サービスから印刷した「登記情報」の場合は有効期間内である「照会番号」が記載されたもの)で、提出日前3か月以内に発行されたもの
- 賃貸住宅の場合
賃貸借契約書の写し及び確認書(参考様式)

5 申請内容の審査

申請された内容について、補助金交付の条件を満たしているか等の審査を下記の要領に基づき実施します。

(1) 内容の聞き取りと補正のお願いについて

ご提出時に担当職員による聞き取りをさせていただくほか、お電話やEメール等を通じて、補助対象になりうるかを確認させていただくほか、申請書の補正や追加資料等のご提出をお願いすることがあります。

(2) 適法であることの確認について

建物を改築等するのにあたって必要となる建築基準法、都市計画法、土砂災害防止法などの公法上の許認可等の取得状況については、関係機関等への確認を実施するほか、必要に応じて現地への立ち入り調査等について実施することもあります。

(3) 事前申込受付時の市の対応

ご提出時に担当職員による聞き取りをさせていただくほか、お電話やEメール等を通じて、補助対象になりうるかを確認させていただくほか、申請書の補正や追加資料等のご提出をお願いすることがあります。

6 補助金交付決定の通知

審査の結果申請の内容が適当と認めるときは、書面にて交付決定を通知します。

第5 事業の実績報告及び補助金交付

1 実績報告受付

事業完了日(竣工日)もしくは令和6年1月31日(水)のいずれか早い日までに「2 提出書類」をご提出ください。

なお、事業計画書記載の竣工予定日に間に合わない、もしくは令和6年1月31日(水)までに竣工が間に合わないと思込まれる場合は、早めに「2 交付申請書の提出先」の担当者にご相談ください。

2 提出書類

- ① 今治市移住者住宅改修支援事業実績報告書
- ② 世帯員全員の住民票（移住後）
- ③ 補助対象事業費の明細書
- ④ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類の写し
- ⑤ 施工中並びに完成写真（(参考様式) 写真提出用シート）
- ⑥ 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

3 現地確認検査

「2 提出書類」の審査において事業計画に従った住宅の改修等が実施されていることを確認したのち、速やかに市担当職員による現地確認を実施します。

確認する内容については、補助対象となっている施工個所の確認並びに写真撮影です。申請者の立ち合いが必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

4 補助金の確定の通知

「2 提出書類」および「3 現地確認検査」において審査の後、補助金の額を確定し、書面にて通知します

5 補助金の交付

申請者から請求書を受取り、補助金を交付します。